

平成 24 年度（6 月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 平成 24 年 6 月 18 日（金）
15:00 ～ 16:50
開催場所 和歌山県自治会館
3 階 304 会議室

平成24年度（6月）
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成24年6月18日（金）15:00～16:50

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304号室

3 出席委員

岡本 賢司 委員

坂下 裕美 委員

寒川 歳子 委員

竹下 達也 委員

谷関 俊男 委員

中西 重裕 委員

橋本 卓爾 委員

計7名

4 県関係出席者

森林・林業局 局長 佐々木 智章

林業振興課 課長 橋本 秀明

森林整備課 課長 堅 一宏

副課長 泉 清久

総括課長補佐 田中 和男

主査 太田 和樹

副主査 山崎 直哉

副主査 宮崎 徳生

平成24年度（6月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成24年6月18日（金）15：00より

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開 会 15時00分

■委員長

みなさんこんにちは。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入るまえに、紀の国森づくり委員会設置要綱第7条第1項に基づきまして本日の議場署名者を私の方から指名させていただきます。

今日は、■委員さんと■委員さんをお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」につきまして、当局からご説明申し上げます。

田中総括課長補佐

それでは、和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例について、ご説明します。

この条例は昨年12月議会で可決され、平成24年度から施行となっております。

条例の趣旨ですが、昨年開催した第62回全国植樹祭において、子供たちの樹木を慈しむ心を育むとともに、森林及び樹木の大切さを全国に発信したところでございます。この意義を後世に伝え、県民総参加で森林及び樹木を守り育てていくことを目的にしております。

それでは、資料1に従い、説明させていただきます。

条例の基本理念といたしまして、森林や樹木は、県土の保全、水源涵養、地球温暖化防止などの多面的機能や、優れた風景や貴重な文化遺産を構成していること、また産業への寄与、生活環境の向上など、多くの機能を有しております。

これらを県や市町村、森林所有者及び県民等の協働により、持続的に守り育てていかなければならないということが、基本理念となっております。

条例の主な概要ですが、県につきましては、市町村との連携協力のもと、森林及び樹木を守り育てるための施策を総合的に推進することと定めておりますので、これらの施策を推進していくための必要な措置を講じてまいります。

また、森林所有者につきましては、所有する森林の適正な管理や森林、樹木を守り育てるための施策に協力するよう努めることが定められております。

同様に県民等につきましても、森林及び樹木への理解を深めること、所有地における樹木の育成及び植樹を適切に行うこと、紀州材を積極的に利用することに努めることが定められております。

このほか、5月22日を「わかやま森林と樹木の日」と定め、市町村等と連携して、森林及び樹木を守り育てることに関する県民の理解が深まるような事業を推進、実施することとしております。

また、森林及び樹木を守り育てる活動に対し、特に顕著な功績がある

と認められる方を顕彰する制度も設けてございます。

条例の本文につきましては、次のページ2ページから4ページまで載せてございます。

続きまして、5ページにつきましては、全国植樹祭を契機に始まった小学生等が育成するスクールステイの苗木を、大切に育てていただける県民に配布するという事業になってございます。

最後に6ページにつきましては、街なかで100m²以上の植樹を行う場合に、1/2の補助を行うというものです。どちらも現在公募中となっておりますので、何かの機会に周知いただけたら幸いです。

以上で「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」の説明を終わります。

委員長

ただ今説明がおわりましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

副委員長

都市のやすらぎ街なか緑化事業についてですが、都市を定義されて対象にされているのか、あるいは全県的に対象となるのかを教えていただけたらと思うんですが。

田中総括課長補佐

一応、県下全域ということを対象としておりまして、森林以外の土地といいますが、ここにイメージの写真をつけさせてもらってますけども、道路等、例えば、道路を挟んで工場とか病院とかある場合、その間のすまの土地に、植樹を行っていただいた時に、事業費の2分の1、最大20万円を助成していこうという趣旨でございます。

委員長

他にどなたか質問等ございませんでしょうか。

委員

道に面していれば確かに公開性がありますが、公開性の定義というのはなんかあるんですか。

太田主査

公開性というのは、県民が誰でも見える状態のことをさすということで、決めてございます。例えば、道に面しているというのは1つ大きな条件となるのかなと思うんですけども、県民が入れる場所で見えるところ、というのを公開性があるとしています。

委員長

よろしいですか。他にどなたかいますか。

では私から。質問になると思いますが、ひとつは、たしか紀州山の日というのがあったと思うんですが、それは山の日として残っているのかどうか、もしくはこれに変わったのか、その辺の関係についてが1点です。

それと、もうひとつは、都市のやすらぎ街なか緑化事業ですが、特に樹種で具体的に絞り込むということはあるのでしょうか。

なぜこれを聞くかといいますと、スペインでは、街路樹としてオレンジの木を非常にうまく使っているですね。なかなか風景としてはすばらしくて、和歌山あたりでもっとオレンジをうまく使えないかなと思いま

して。これは少し森林とは直接違いますが、街なかでやすらぎとかうるおいとか景観とかいいますと、オレンジもなかなかいいな、どこかの日本の町にあつたらいいな思ひまして。それで、確認したいと思つたんです。

橋本林業振興課長

紀州山の日の関係は、私の方からお答えさせていただきます。

今回、和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例をつくり、その中で、5月22日を記念日としましたが、いろんな記念日の一つにまとめていこうということで、紀州山の日というのは、こちらの方に統合させて頂くということです。今まで、紀州山の日という形でいろいろ事業を実施していたわけですが、そういう事業につきましては、形を変えてやり続けていこうと、これは当事者がございますので、そういう市町村みなさんにも入って頂いて、すこし形を変えて名称を変えて続けていくということで考えています。

田中総括課長補佐

都市のやすらぎ街なか緑化おける樹種ですが、郷土樹種を植栽することにしてございます。また、郷土樹種の指針というものを作ってありまして、約430種類の和歌山県に自生していると認められるような樹種を定めております。今、みかんの木の話がありましたが、みかん科では、たちはなから始まりまして、9、10種類ぐらゐの樹種が指針の中に入っています。

これにつきましては、森林整備課を始め、振興局林務課とかで、このような樹種はOKですよということで指導していきたいと思つています。

委員長

はい。わかりました

委員

質問というわけではないんですが、紀州山の日についてですが、一応残すというご回答だったので、そうではないのでは、ということなんです。

これはもともと木という字を分解すると十と八になって10月8日に制定したものだということと、その当時11月に入って、旧暦ですけれども、森林作業に入るのに古くから伝統的な山祭りという行事が、地域によって日が決まっている訳でもなかったようですが、そういうことを兼ねての山の日ということで始まったかなということなんです。それはどうなんでしょうか。

橋本林業振興課長

少し言い方が悪かったかもしれませんが、紀州山の日実行委員会という組織がございまして、そちらのほうで、今までいろいろな事業をされてきました。

今回、森林と樹木の日を定めさせて頂きましたので、それとの事業の重複があるとどうかなということがありますので、紀州山の日実行委員会という協議会名称については山の日を外していただいて、紀州山の日とはすこしはなれた形で活動をしていく、ただ、紀州山の日というのが、地域で残っているということ自体を、無くしてしまうということではございません。県の事業として、紀州山の日に合わせて頂いてたものをす

こし形を変えさせていただくということですね。

委員

わかりました。

委員長

よろしいですか。はいどうぞ。

委員

都市のやすらぎ街なか緑化事業の中で、100m²以上で公開性があるということですが、以前、お聞きすると塀の高さとか、ある一定の基準があるとお聞きしています。そういうあたり、一定基準の本数とか詳細については、なにかホームページ等で見えるものとかあるのでしょうか。

この広報のペーパーを見るとなんとなく理解出来るんですけど、結局、細かく質問しないとなかなか把握しにくいようなので、なにかその一枚ごとそういうものがあるのかどうか、お見せできるようなものがあるのか、そういうあたりをお聞きしたいんですが。

太田主査

まだホームページにはアップしていません。遅くなって申し訳ないのですが、ホームページにアップするよう段取りをしているところです。

条件なんですが、塀があるような場合で、一般の方が見えない場所については、公開性がないとのかなという判断をさせて頂こうと思っています。本数については、緑化の基準の式、もしくは大きくなる木については100m²、30本以上という2つの基準を設けてございます。

委員長

よろしいですか。できる限り早急にホームページ立ち上げて頂きたいと思います。ほかになにかありますか。

委員

本来、森というものは健全で強健であって私たちの生活環境を守ってくれるものであって、そういう森を作っていこうというのが根底にあると思います。

その一方で、やっぱり、元来、和歌山に自生はしていない樹種がいろいろあります。例えば、日本のものと思われるハゼの木やシュロの木、ビワの木、なしの木、かきの木にしても、そうであるかわからない。そういう分類学上の際どいところはいろいろあって、議長がおっしゃったような和歌山の特色を表すミカンはダメなのか、ミカンは消毒しないとダメだとか、果樹園を作るんじゃないんだとかいろいろ議論がでてくる。その時に、例えばビワはだめなのか、校庭に植えていても公園に植えていても1つの修景木として十分機能しているのに、とかいろいろ出てきますので、これを言い出すときりがありません。

ただ、例えば、大島へいけばキンカン修景でいいんじゃないか、とか下津へ行けば地域特性でビワはとっても修景になるよとかいろいろ出てくるので、どの辺まで許せるか個々のケースになろうかと思うんですけど、今の段階で、ガチガチに決めないで、すこしこの場でも議論をさせてもらうというような、具体的な提案があった時にですね、そういう含みも少し残してもいいんじゃないかなという感じがしています。以上です。

委員長

今のご提案に対してなにか。

田中総括課長補佐

これにつきましては、一応郷土樹種ということで、指針を作っておりますので、ちょっと、今の意見を基にして検討させてもらいたいと思います。

委員長

ほかになにかございませんか。

よろしいですか。

また最後で、一括、ご意見を頂戴したいと思いますので、第1番目の議題は終わりたいと思います。

つづきまして、議題の2でございます。紀の国森づくり基金活用事業の2次公募につきまして当局からご説明頂きたいと思います。

太田主査

はい、それでは、平成24年度紀の国森づくり基金活用事業の2次公募について説明します。

まず、2次募集の期間なんですが、平成24年6月28日（木）から平成24年7月25日（水）までと考えてございます。予算額には、約2千2百万円を予定してございます。また、選定につきまして8月下旬頃に意見聴取並びに委員会を実施し、9月中旬の早い時期までに選定結果を申請者に送付したいと考えております。

続きまして、募集の際の賃金なんですが、県の単価が4月から改正となっておりますので、10,500円から10,300円に変更したいと考えております。

最後ですが、応募申請者からの意見聴取につきましては、市町村等を除きます1,500千円を越えるの事業となっております。今までは、実質的に1,500千円を越える新規事業の団体に対する意見聴取を行っているケースが多くございました。

しかしながら、実際評点を行う各委員のご意見を伺いながら意見聴取を行った方がより効果的ではないのかと考えてございます。

つきましては、各委員のお手間が増えることになるんですけども、各委員に意見聴取が必要な事業を報告いただきまして、それを基に県が特に必要と認める事業として意見聴取の対象事業を決めたいと考えてございます。

また、委員のご意見をどのように県が認める事業とするのかにつきましては、半分以上の委員が意見聴取の必要を認めた事業、または1,500千円を越える事業であって複数の委員が意見聴取が必要と認めた事業については、意見聴取を行ってはどうか、また、複数の委員が意見聴取の必要性について認めたもの等については、必要があると認められる場合のみに意見聴取を行ってはどうか、と考えてございます。

ただし、件数が多くなって意見聴取の実施が困難という場合には、必要と認めた委員の数などを参考に、ちょっと調整したいと考えてございます。

以上、この3点についてご審議頂きたいと思います。

委員長

はい。2次公募につきまして、変更点等についてご説明がありましたけれども、各委員の意見を頂戴したいと思います。その前に何か今の説明に対する質問はございますか。

順番にやってきましょうか。

募集期間は問題ないですね。6月28日から7月25日までということでもよろしいですか。あるいは短かくした方が良くとか長くした方が良くとかご意見があれば。

委員

このぐらいの期間はないと。

委員長

募集期間は、適当ということでもよろしいですか。はい。

次に、賃金の上限の変更ですが、県の全体的な変更に従っていますから、これも問題ないということでもよろしいですね。

最後に、特に私たちの仕事に大いに関係するのがこの事前聴取ですが、これについていかがでしょうか。

やはり、基本的にはできるだけ事前に意見聴取して、単なる文章だけの審議だけではなく、できるだけ中身のある程度把握して審査した方が良いのではないかという、基本的なものであります。ただし時間の問題などいろいろありますので、どのように線を引いて、どの様に運用していくのかが、非常に重要なポイントになろうかと思っておりますので、意見を頂戴したいと思います。

どうぞ

委員

基本的には、この基準でよろしいのかなと思うんですが、先ほども話ありましたけれど、例えば、委員の半数が意見聴取の必要であるとか、150万をこえる事業で複数の委員が必要とした場合、件数が非常に多くなって、物理的にできないようなことがおきないか。やはり、委員の皆さんが、あれだけの公募の案件の中から、選んでいくと、あれもこれも聞きたいとの話になってかなり多い件数にならないのか、そのあたりが気になります。

委員長

そうですね。それが一番ポイントになると思います。

太田主査

要綱にも書いてあるんですが、数が多くなった場合は、委員長と相談のうえ、委員さんの意見聴取の希望が多い申請を優先して選びたいと考えてございます。ただ、現段階では実数が把握できないので、一応基準としては、このように定めさせて頂きましたけども、多分、1日やっても6件ぐらい、2班にわけても12件ぐらいが限界ではないかと思っていますので、件数については事前に調整させて頂きたいと考えてございます。

委員

委員長さんと調整をしていただければ、この基準でいいのではないかと思います。

委員長

委員の皆さん、いかがでしょうか。すこし数が多くなったときは調整

措置をするということでしたが、どの辺りまでできるのかということに関しては、なかなか今の段階では断定しにくいところがあるんですけど。

今までの経験でいうと、1件30分として、だいたい6件か7件ぐらいですよ。去年は、3件か4件だったですかね。先ほどもありましたように、6件ぐらいが上限となると思いますね。また、委員は8人いますから、4人ずつ分担して進めたとして最大12件ぐらいが1つの目安となるでしょね。

委員

例えば、意見聴取の上限を12件、あるいは10件とするならば、その中で可能な限りみる。ソフト事業が中心となるとあまりお金がいらないけれど、その中でもきちんとやってくれるかどうか、150万円を越えたら見ますけれども、超えなくてもやっぱり見るものは見たらいいんじゃないでしょうか。そういう幅のなかで選定ができないでしょうか。

委員長

それは、新しい意見聴取の条件の中の150万円を越えなくても、委員の過半数以上が必要と認める場合に含まれるのではないのでしょうか。

委員

そうですね。

委員長

申請の件数は、毎回50件前後ですかね。50件前後の中で10件か12件ぐらいといいますと、かなりの確率で対象となりますけどね。今回は2次募集だからもっとすくなくはないですが、次回からも適用されていきますからね。

委員

その年によって意見聴取の件数が多い時と少ない時がありますし、できるかぎり、委員としてどうだろうというようなものについては、遠慮なしに聴取していけるとよろしいのではないのでしょうか。

委員長

そうですね。

みなさん基本的な意見は、審査において書類選考というだけじゃなくて、まず事前に内容を聞いて、もっと判断材料を確かにしていこうということが、基本的な認識です。ただ、あまり無理もできませんし、おのずと意見聴取の件数的な条件もありますから、その加減も勘案しながら出来る限り積極的に対応してこうとい方向でよろしいですか。

委員の皆様には、ご迷惑、ご負担をおかけしますが、ひとつよろしく願います。

田中総括課長補佐

件数のこともですが、紀北と紀南でわけてというような方法についてもご検討いただければと思うのですが。

委員長

以前もやったことがありますね。いずれにしろ委員のみなさんにはご負担をかけますからひとつよろしく願います。まあ、自分の目で耳で聞いてから判断する方がいろんな面で楽ですから。書類選考の方が難しいですからね。そういうことで、ご協力お願いしたいと思います。

この件につきまして、ほかにございませんでしょうか。

では、つぎの3号議案に移らせて頂きます。

紀の国森づくり基金活用事業実績につきましてを議題としたいと思えます。ご説明よろしくお願ひします。

太田主査

それでは、紀の国森づくり基金活用事業の実績についてご説明します。

紀の国森づくり基金活用事業につきましては、5年間が経過しまして、今年6年目に入っております。

平成19年度から始まった紀の国森づくり基金活用事業の公募事業ですが、5年間で応募件数296件、応募金額約5億6千万円でございます。それを審査し、285件が採択され、実施したのが276件でございます。実施の金額に関しましては約4億8千万円でございます。

各年度の推移については、平成20年度が非常に多かったんですけども、それ以降だいたい7千万円から8千万円程度で推移してございます。

続きまして、事業別の推移ということですが、「森とあそび・まなぶ」、「森をつくる・まもる」、「森をいかす」、「提起」、この4つについて、過去5年間では、「森をつくる・まもる」が一番割合が多くなってございまして、半分以上を占めてるような状況でございます。また、「森をいかす」は、平成21年度まで段階的に減ってきたんですけども、最近、段階的に増えてきているという状況でございます。「森とあそび・まなぶ」は、約20%程度で推移している状況です。

続いて、振興局別の実績ですが、海草振興局が一番大きくなってございます。また、平成19年度、20年度では那賀、西牟婁も大きくなっていましたが、段階的に減少してきております。

また、申請団体種別の実績につきましては、市町村、若しくは、市町村を含む団体、そして団体の3つがあるわけですが、件数につきましては、団体が一番多くなってございます。だいたい7割ぐらいが団体という形になります。実績額の方はといいますと市町村の占める割合が比較的、多くなってございます。平成22年度では約6割ぐらいが市町村の事業費となっております。

参考までに、1団体あたりの実績額については、実績額を件数で割った数字ですが、市町村につきましては、3百万円前後が多く、4百万円まで、団体につきましては、百万円前後となっている状況です。

続いて、公募事業で実施した森林整備面積、各年度別の間伐、植栽、下刈り、里山整備の合計ですが、全体的に減少しています。特に間伐については、市町村が占める割合が大きいのですが、その減少が理由になってございます。また、森林とふれあう場の整備、竹林整備とか里山整備などの比較的面積の小さなものに移行しつつあるような感じはします。

最後に、公募事業の参加者数でございますが、平成20年度は事業費も大きかったので多くなっているのですが、それ以降だいたい、8000人程度で移行しており、大きな変動はありません。

以上、簡単ではございますが、紀の国森づくり基金活用事業の公募事業に係る過去の実績についてご説明を終わります。

委員長

はい。ありがとうございました。以上の説明につきまして、なにかご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

副委員長

質問ですが、市町村の公募事業の間伐が平成21年度から減っているのは、他の事業で実施したから減ったのか、それとも事業そのものが減っているのかをお教え頂きたいんですけど。

太田主査

市町村が減った理由については、手元に資料がなく、もってございません。すみません。

副委員長

また、なにかわかりましたら教えて頂きたいと思います。

委員長

他にございませんか。

委員

この経過を見ると、応募件数は大まかにいうと横ばいですよ。内容的には前スタートした最初のあたりに比べると、だいぶ手慣れてきて、市町村も含めてそれなりの実行をしてくれるようになってきたと、前回の委員会で述べさせていただきました。

それで、当局がどのように考えられるかもあるかと思うんですが、件数自体を増やして行くべきという基本スタンスに立つのか、あるいは、新たな団体が出てくるといことが難しい面があるので内容をさらに充実して個々の団体の参加人数が増えて行けばいいというふうに考えるのかで、基金をより有効的に効果的に使うための方向が違ってくると思うのですが、そのあたりの議論なり検討があってもいいかなと思います。

委員長

根本的な問題も提起されておりますが、いかがでしょうか。

委員の皆様、これに関係するご質問、意見はありますか。

では、最後にこの質問に対して当局からお願いします。

豎森林整備課長

この4月から、新たに第2期に入っていくなかで、これも前回に申し上げたと思うんですが、議会とか、一般の方々のアンケート調査の結果、本来の森林整備にもっとつぎ込むべきではないかという意見が比較的多数を占めてございました。そういう結果も踏まえまして、公募ではないんですけども、平成24年度から基金活用事業については本来の間伐という方へかなりシフトした形にはなっております。ただ、公募の方は、一番根本的になるのは、子供の頃からの様々な意識の醸成であるとか、県民への普及啓発という意味では非常に大切かと思っておりますので、本来の間伐にシフトしつつ、公募もやっていきたいと考えています。ただ、今までと同じようにはできませんので、公募事業を事業費的な面で徐々に減らしていきたいと考えてございます。

委員

間伐が増えてほしいですけども、公募要領の「2森をつくる、まもる」、「(1) 放置され荒廃した森林の整備」の中の、「ア 強度の間伐による森林の公益的機能の回復」にある花粉を飛散しているスギ等の森林とか

採算性の悪化から施業を放棄された森林とか、間伐の条件に出てくる言葉がちょっと厳しいということではないでしょうか。

スギ花粉の問題とか施業を放棄された森林とかまで標記されると、ほかにも放置されて間伐をしないといけないところがいっぱいあるんですけども、そこまではないけれども、2回3回目の間伐という現地には、その縛りがきついので、間伐がしにくい、こういうことがもしかしたらネックになっているのかもしれないですね。そこまで放置されていないとか、このままおいといたら大変だけでも、とか。この言葉にこだわると、きつい言葉なので、判断が難しいのかもしれないですね。ものによればですけども。

■ 縦森林整備課長

先ほどの答えの中で、間伐が1haに減ってきたことに対して回答できませんでしたが、公募の中で当初、NPOの団体を主としてやって頂くような格好で、市町村経由という形をとっていたと思います。その中で、なかなか本格的な間伐となりますと、少し言い方は悪いのですが、NPOなどの団体さんでは、荷が重いといいますか、何年も続けて行くには、なかなか続かないというような実態があって減ってきている。

それと、国の方の制度の変更もありまして、市町村が行う美しい森づくりという事業ですが、市町村が主体となってやる場合、なかなか一般の民有林において実施がしにくいという状況の中で、どんどん先細りし、市町村有林が主と最終はなっていました。そういう話は聞いてございます。

そんな中で、今年から先ほど主として間伐というような言い方をしたのですが、針広混交林化を指向する言い方もしてございます。先ほどいいました、強度の間伐であるとか尾根筋などなかなか経済的に手をいれぬくい箇所であるとか、そういうところが主になってくるとは思っているのですが、ハードルが高いと言われればそうかも分からないのですが。指向するという言い方も1つの方法かなと考えています。

■ 委員長

他にになにかございませんか。

質問ですけども、この森づくり税に対するその第3者機関の評価とかチェックとか今まではやっているのでしょうか。

■ 縦森林整備課長

先ほどいいましたけども、アンケート調査を一般の方、個人の方と事業体に行ってはいるのですが、第3者機関という形には行っていません。

■ 委員長

今、大学とかでもそうなんですけども、第3者による評価というのがかなり注視されています。当然、行政もそういうシステムになっていると思うんですけども、こういうような新しい制度とか事業に対して、5年経過した段階で、この事業の費用対効果とかですね、全体的な到達点とか課題とかそういうことに対して評価する必要があると思います。

もちろん、アンケートも県民のみなさんとかのいろんな判断をお聞きするという1つの評価ではあります。

豎森林整備課長

公共事業の場合、国費の入っているいわゆる工事は、制度的にも決まっていますので、事業開始してから何年以上で何年毎にやっていくという規定はございます。ただし、この事業は公共事業という位置づけにあてはまらない。それで、先ほどいいましたアンケート調査なんかも、節目にあたるということで、前年に実施してそれなりの評価も頂いていると解釈しています。内容につきましては、この委員会でもお示しさせて頂いたかと思えます。アンケート調査は再評価に代わるものとは言いきれませんが、この事業は通常の再評価制度には該当しないと思えます。

委員

間伐の数字的なものが随分下がっているという流れの中で、個々の分析というのは、もうちょっと突っ込んだ分析が全体的に必要なという感じはします。その中で、何が原因でこのようになってきているのか、それを受けてどんな方向で見直しをしていくのか、どんな方向に誘導していくのか、そういう方向性みたいなものを示していく。そうするとさっきも間伐の定義なんか、例えば厳しすぎるのでハードルを下げてはどうかという様な話に繋がると思うので、サイクルで、評価しチェックして、もう一度その基準などの見直しを図るのも当然必要ではないかなと考えるところです。是非、そんなあたりも検討して頂ければというように思います。

委員長

今のご意見は、次の4番目の議事に関係する重要なポイントになると思えます。

なにか他にはありませんか。では議題の3の方はよろしいでしょうか。では、次の4番目の議題に移らせて頂きます。

紀の国森づくり基金活用事業公募事業に係る意見交換ということで、今、おっしゃられたようなことをこれからどのような方向に考えていくか、審査の方法どうしたらいいのか、などみなさま方委員のご経験の中でご意見があらうと思えますが、その議題に入らして頂きたいと思えます。

最初に説明よろしくお願ひします。

田中総括課長補佐

それでは、事務局の方から紀の国森づくり基金活用事業公募事業に係る意見交換につきまして、その内容についてご説明します。

先ほどからご説明しましたとおり、紀の国森づくり基金活用事業が始まり、ちょうど5年が経過してございます。また税条例についても5年間、延長したところです。

そこで、紀の国森づくり基金活用事業につきましても、見直すところがあれば、見直していきたいと考えてございます。

そういうことから、特に、意見交換をしていただきたい内容として、3点ございます。

まず、1点目ですけれども、審査の方法についてでございます。

これにつきましては、資料先ほど説明した資料にある紀の国森づくり基金活用事業の公募に係る選定要領によって行っているところでございますが、各委員におかれましては審査をする中で課題や意見等もあるかと思えます。

この審査の方法につきまして、ご意見をいただければと考えております。

それから2点目としては、事務局からの提案となりますけれども、紀の国森づくり基金活用事業公募につきましては、各委員が付けました評点の公表に関する取り決めを行っておりません。

特に、不採択の場合の説明とか文書開示請求があった場合など、各委員名を伏せた上で、公表したいと考えておりますが、これにつきましてもご意見等を頂けたらと思っております。

それから、3点目につきましては、今後の公募に関することについてでございます。

公募事業が始まり5年が経過しましたが、各委員から見て公募方法や公募する内容を始め、今後公募事業を実施していく上で課題等がございましたら、幅広いご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

意見交換していただきたい内容としては、以上の3点でございます。

事務局としましては、平成25年度の公募が12月から始まりますので、本日いただいたご意見を踏まえ、今後の公募事業の実施方法等について検討しまして、必要があれば要領等を変更するなどして対応したいと考えてございます。

以上です。各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

■ 委員長

説明のとおりですが、1つ目は、審査の方法につきまして、ご意見ないかという提起でございます。

2点目が、この間も幾つかありましたけれども、評点の公表どう考えたら良いかです。

3点目は公募の実施ということで、出来るだけ多くの方々にですね応募して頂くということで、公募の中身について何か方法や新たな対応とかあるのかということについてご意見を頂戴したいということでございます。

整理しやすいように1番目からしましょうか。審査の方法でなにかご意見等ありましたらお願いいたします。

■ 委員長

審査の方法につきましては、先ほど2番目の議題の中でご意見も頂戴し新しい方向で対応をしていこうとなっておりますが、それ以外、何かありませんか。

異議なしでしょうか。今までのような方法で特に問題はございませんか。

■ 委員

私は、去年初めてここで3つの事業の団体の方で直にお話を聞いて、審査するときはものすごく気持ち的に楽だったです。ただ文章を読んでいるのじゃなくて、お話を聞くとその人のこの事業にかける意気込みとかがすごく伝わってくるので、できれば、私は実施される方となるほどとうなずきながら審査したいけれども、この間は莫大な量がありましたね。確か。それを見ると、責任感がずしっとくるので、出来たら私は、時間的に難しいかもしれないですが、実際会って話が聞きたいです。

委員

評点はせざるを得ないと思うんですね。システムとして。その時に、私自身はいつも23点を境に非常に迷っておりまして、24、5点の当たりが、不採択ほど悪くはないけれど、少し改善してくれたらと思うのですが、このスレスレのラインが非常に多いんですね。その、みなさん同じ悩みがあるんだと思います。その辺、わずかな微調整だと思えますが、何か出来ないものかなという感じがあります。

委員長

今のお話、みなさんもかなり同感といいますか同じような悩みといたしますか、ありますね。4段階では、点差が大きすぎて、難しいところがあります。1番下の予算の内容も5と2と0ですかね。その辺少し改善が必要ですね。ただ、あまり細かしすぎる基準だとかえってやりにくいですがね。

みなさんさんいかがですか。これに補足する意見ありませんか。ちょっとこう難しいところがありますね。

委員

そのまま通すにはどうかなと思うし、いきなり落としてしまうのもどうかなと思う。ちょっと改善してくれたらいいのになと思う。

委員長

7と3の間に5があったらいいなとも思いますが、いろいろ難しいところがありますね。

委員

7と3の間が広いといえは広いですよ。

委員

今回も条件ついて認めているのが多かったですよ。委員が一言ここを追加してくれたらいいです、という様なのが結構あったように思うので、これがいいのかどうか分かりませんが、持ち点管理、各委員さんそれぞれの多分、例えば5点ぐらいの持ち点があってこの条件でしたら私+3点しますとか考えられなくもないと思います。

しかし、実際問題どうでしょう。それやると結構大変なような気がします

委員長

そこなんですよね。私たちは応募者の応募に対する情報がですね、非常に限定されているわけですよ。ですから、判断が自信を持ってできないというのが、多分みなさんご同感のそこだと思うのですが。情報ということで先ほどおっしゃったように面接ということが1つ、それ以外なにかいい方法あったらご提案頂きたいと思うんですが。面接といっても全部できませんのでね。なにかいい方法を。もう少し情報がほしいなとか。そんなときに何かよい方法というのがあるのかなのか。

委員

この評点の段階にわけるとというのが、なかなか慣れないですね。整えるべき書類の精度というのは、各会ごとにちがうのでそれはそのそれで判断できるかなと。精度はものすごくいいけれども、内容はあまりというものもありますし、それぞれが様々である印象があるんですけど、これに点数をつけるとき、もうちょっとうまくできないのかな、と思うことが多い。でも、あんまり細分化されても微妙な点数になってきてかえ

って全体の判断が難しいですね。

■委員長

評点については、他府県の事例とか県の他の評点の付け方とか、だいたい共通したものなのではないでしょうか。

太田主査

評点につきましては、他の所も1回確認したいと思います。また、次回、報告させていただきます。

■委員長

そうですね。最終的にどうするかという材料だけにでも。評点のいろんなやり方があると思いますのでその材料だけでも整理して頂いた方がいいと思います。

委員のみなさんに持ち帰って頂いて、この考え方どうですかとか別の所でこんな参考になる事例あるとか、口頭なりメールなり等々でなにかご意見あったら、ご意見を当局の方に連絡をするということでしょうか。

田中総括課長補佐

事務局の方といたしましては、是非、ご意見頂きたいと思っております。

■委員長

では、文章等々で、事務局の方にご意見をいただければと思います。続いて採用の評点の公表ですが、これについてご意見いかがでしょうか。これは、不採用になったところから、評点についてきちんと説明してほしいという意見があったんですか。

田中総括課長補佐

ありましたが、点数については公表しておりません。ですが、意見を頂いた中の代表的な意見でこういうようなところが足りなかったというような形で不採択になった団体に伝えております。不採択になったところすべてが問い合わせにきたのかというわけではありません。

■委員長

委員のみなさまいかがでしょうか。公表については、OKということですね。

■委員

した方がいいと思います。

■委員長

先生どうですか。

■副委員長

現状でも一応こちらで議論した内容は伝わっているということで、それで不満が出てないのであればそれでもいいと思います。点数を求められたときにどうするかということを一応ここで議論した方がいい。いろんな方法があると思うんですけど、大学の事例を申しますと点数そのものではなくて、5段階に分けてどれくらいの位置ですよというふうな形で回答しています。ですから、少し幅を持たせた回答の仕方としてもいいのかなと思います。まあ、少し難しいですけども、合格点からすごく足りないとか少し足りないとかですね、というような開示の仕方もあるかもしれません。

委員長

ほかにかがでしよう。原則的に不採用の場合の評点についての公表については基本的に問題ない、むしろすべきだということなのか、そうでないのかについて基本的にいかがでしょうか。

委員

繰り返しになりますけども、まあ、求めがあればしたらいい。というのは、やはり応募者が増えた方がいいし、レベルはあがってほしい。そういうことからすれば、なぜダメなのかというのはきちんとお知らせすべきだろうと思います。

委員長

それと、先ほどもありましたように、やっぱり次に繋がるということが大事だと思いますね。大学でもやっているのだから、この応募者にもできるだけ次はがんばって下さいという希望をもたせるぐらいは。不採択だったけどA評価というように。次に希望を持たせるように配慮が必要があるかもということですね。公表ということについては特に問題なしで、むしろすべきだというご意見ですね。

この件については、基本的には公表を求められたら公表ということでもよろしいですね。

次にいきます。公募についてなにかご意見ありますか。できるだけ事業の成果と絡めましてたくさんの県民のみなさんが参加して頂くということが重大でありますので、我々審査する方の立場からすればそれだけ大変になりますが、できるだけ多くなるのが望むところでありますので、なにかこの点に関しましてご意見ございましたらよろしく願いいたします。

委員さんなにかいいアイデアありませんか。

委員

常に情報発信はされてると思うのですが、採択された事業について、すべては無理ですけれども、教育会報、新聞、ニュースあるいはメディア等で取り上げて頂くとか。私たちも実際参加できたらいいなあと思いますし、1人1人に情報を伝えられたらいいなあと思います。その辺、工夫していく必要があると思います。

副委員長

前日も申しあげましたように、アンケート調査や今日の資料の過去5年間の数字ですね、こういうのを是非インターネットでホームページで掲載して頂いて幅広く知って頂く。若い人はインターネットでどんどんサーフィンしてますので、是非若い人に知って頂いて、それでこういう事業を知って頂く。それで、新しい方がまた参入して頂くのを是非促進して頂きたいと思います。

それで増えて大変困るぐらいになっていくのが望ましい姿だと思います。

委員長

私も全く同感でありまして、今まで5年やりまして、高校生とか中学生、小学生の参加はあるんですが、大学の参画がないんですよ、この事業に。それで、和歌山県は大学少ないんですけども、PRをして、県内の大学生が参画できるようなそういう事例がほしいなと思っております。あるいはちょっとこう若者向けの特別メニューみたいなものを、せめて大学

生にそういうパンフレットとかそういう物を送って周知してもらおうとかですね。その辺取り組んでほしいなと思います。

委員

私が思うに、パンフレットやホームページはPRの重要な一つで、不特定多数の人に理解してもらえますけども、待っていてもこないという面もあるので、たとえば今は、山ガールが多くいるのであれば、和大的の先生にお願いをして、他府県で女性の山づくりに関わっている人が来て、DVDを見せながら紹介をする機会をもうけるとか、あるいは各地域で積極的に訴えるという事がないとホームページ星の数ほど立ち上がっている中でなかなか見えてくれないような気もする。それをやろうと思ったら県当局も忙しい中大変だろうと思いますが、やり方によって割と手軽に出来るものであれば、そういうふうになればという気もします。

委員長

以前にお話しした事ですが、学生はお金持っていないですよ。でも、最初の方でお金が必要なのに、この事業は実施してその後お金が入ってくるシステムになってますから、そのあたりが学生として立ち上げにくい。だからそのあたり非常に難しい事ですよ。あとたとえば子供会などもやりにくいんですけども、この事業はある程度自己資金をもっていなかったら出来ないシステムなんですよ。是非そんなところも考えていただけたら変わった方向に行くのでないですかね。

委員

今言われたように学生さんに関係していろんな事業やろうとしたらその問題が常にあります。中心市街地で大学の先生達と事業をやってますけど結局は始めのお金がないんです、で個人的にみんなポケットマネーで誰かが立て替えてしか事業が出来ないというのが現実で、それが数万円ぐらいならまだしも何十万という金になってくるとなかなかそう簡単にいかない、と言う部分があって、現実には最後事業全部終わらないと金払えないと言うのは私も分かるんですけども、それをカバーすることとかうまく出来ないのかなと思います。

委員

たとえば、お金を使わなくて本当にバス代だけでいけるとか自転車で行けるとかというふうなものもたくさんあると思うんですよ、たとえば今里山でも放置されているとか、スギ・ヒノキの山でも伐採して植えずに放置されているという山もいっぱいあって、そこへ行って苗木代も何もいらぬ、道具は森林組合に貸してもらおうことが出来る、それで体を使って作業服だけでできて少し手助けをしてやれば、自然の山がどんどん良くなっていくという様な方法もあるわけで、前払い金が出る制度があればなお良いのですが、そうでなくても出来るものがあるに違いないので、いろんな工夫を組み合わせたらいいのではないのでしょうか。

田中総括課長補佐

すみません。紀の国森づくり基金活用事業公募実施要領の第9条に補助金の概算払いという項目があり、100%ではないですが30%を限度として交付を出来るという項目があります。今のところこういう様になっています。

■委員長

それだけでもとっかかりは出来ますし、お金を使わずやるやり方もあるでしょう。

今日は16:30までと言う事にしておりますので、皆様方の熱い御議論の中で時間を超過しております。さきほどいいましたようにいろいろご意見等あると思いますが、出来るだけ積極的なご意見等を事務局にお寄せしていただきたいと思ひます

次に、今後の日程につきまして最後のご審議お願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

田中総括課長補佐

事務局からですけれども今後の委員会の日程等について調整をお願いしたいと考えております。次回は二次募集に関する意見聴取と審査の委員会の2回の開催を考えてございます。お盆を挟みますのでタイトな日程となり委員の皆様方にはお忙しい中大変申し訳ないのですが、意見徴収する事業があれば、8月の20日の週に意見聴取、また、8月の27日の週に審査の運営委員会を開催したいと考えております。各委員の都合等あるかとございますが調整等お願ひします。

■委員長

それでは、いつよろしいですか。

各委員

【各委員の都合について聴取及び日程調整】

■委員長

それでは、8月10日に意見聴取、17日が審査会ということで、皆様方にいろいろご迷惑をおかけしますけれどもよろしくお願ひします。

以上でございますが議事を終了してもよろしいですか。

ありがとうございました。

開 会 16時50分